

## 大阪大学大学院医学系研究科・医学部医学倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、大学院医学系研究科・医学部及び医学部附属病院に所属する研究者（以下「研究者」という。）が行う人を直接対象とする医学研究について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重しつつ倫理的な観点から審議することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問機関として、大阪大学大学院医学系研究科・医学部医学倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、研究科長、医学部附属病院長は委員となることができない。

- (1) 基礎系の教授 3名
- (2) 臨床系の教授 3名
- (3) 法律学の専門家 1名
- (4) 医療倫理の専門家 1名
- (5) 一般の立場を代表する者 1名
- (6) その他委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する。

3 委員は、男女両性で構成され、外部委員を含むものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

### (副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

### (成立要件)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (委員以外の出席)

第7条 委員会は、審査の対象、内容に応じて有識者に意見を聴くことができる。

### (委員会の任務)

第8条 委員会は、第1条の目的に基づき、医の倫理の在り方についての必要事項を検討するため、研究者から申請された医学研究の実施計画（以下「実施計画」という。）の内容について審査する。

2 委員会は、申請者を委員会に出席させ、実施計画等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員は自己の申請に係る審査に関与することができない。

### (判定)

第9条 審査の判定は、やむを得ない場合を除き、全会一致をもって決定するものとし、承認、条件

付承認、修正の上承認、却下、取消又は保留の形式による。

- 2 審査経過及び判定結果は、記録に留める。
- 3 審査結果は、委員会の承認を経たのち、申請者及び関係者の同意のもとに公表することができる。  
(申請手続及び判定通知)

第10条 研究責任者は、研究科長に審査申請書類を提出しなければならない。

- 2 委員会は、審査を終了したときは審査結果通知書を申請者に交付しなければならない。
- 3 前項の審査結果通知書には、判定における少数意見を併記するものとする。  
(事務)

第11条 委員会の事務は、医学系研究科事務部において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学大学院医学系研究科・医学部医学倫理委員会規程（平成24年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行後最初に委嘱される第3条第1項第1号及び第2号の委員のうち研究科長の指名する委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 この規程施行後最初に委嘱される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。